

平成22年度における短期借入金の借換えについて

1 法的根拠と手続き

地方独立行政法人は、中期計画に掲げた短期借入金の限度額の範囲内で、短期借入れすることができるが、この短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならないとされている。(地方独立行政法人法第41条第1項・第2項)

ただし、資金不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額に限り、設立団体の長の認可を受けて、これを借り換える(年度越えする)ことができる。(第41条第2項但書)

また、設立団体の長は、借換えの認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならないとされている。(第41条第4項)

2 短期借入金の借換え金額

借換え見込額(短期借入残高見込額) 11億円

【算定の考え方】

①短期借入金残高(平成23年1月31日現在)	13億4千万円
②平成23年2月及び3月の返済予定額	2億4千万円
③平成22年度末短期借入見込額(①-②)	11億円